

欠席委員からの追加コメント

令和元年9月30日
原子力規制庁

委員名	所属審査会	提出されたコメント等
吉田浩子 審査委員	炉安審／ 燃安審	<p>マネジメントシステムと同じく、横断的課題として安全文化の醸成があります。これも、縦割りでレビューされることにはなりますが、ARMでは規制庁・規制委員会として「安全文化を組織全体でどう醸成し、根付かせ、現場の作業に反映していくか、なおかつ継続的に改善していくか」についての基盤となる考え方と強い意志を示すことが重要であると考えます。</p> <p>イニシャルミッションにおいて指摘された、「規制活動における高度な安全文化を推進及び持続するための具体的な対策が策定、実施されていないこと」に対する提言4は、その観点から見ますと、方法の説明に終始しているような印象を受けます。</p> <p>安全文化の醸成は点数としてつけることができないその評価が難しいものであること(このことは以前の審査会でも指摘されていました)を認識し、だからこそ醸成の方法・評価の方法も常に見返し・検討し・改善していく地道な努力が必要である。そのサイクルを繰り返し行っていくことこそが安全文化を作り上げていくことにほかならない。これをやっていくのだ、という考え・意思をしっかりと示すべきではないかと考えます。</p>
村松健審 査委員	炉安審	<p>(1) 勧告5(人材育成)への対応について 勧告5に対する対応状況の記述では、一般的な能力向上策に重点が置かれていますが、人材育成の最終目的は原子力と放射線の安全を守るための規制責任を果たす能力の維持・向上ですので、OJTや時々の安全上の課題に関する研究開発も極めて重要であり、したがって必然的に、研究課題の優先度付けも重要と考えます。炉安審・燃安審の助言に沿って共同研究等が拡大されたことは重要な改善と考えますが、更にそれに加えて、研究のテーマ設定も(中長期の研究計画の設定を含めて)、人材育成の効果及び規制庁の将来の技術能力に大きく影響することを意識して進めて頂きたいと存じます。また、もし、この観点での研究計画設定における優先度付けの努力が既になされていれば、そのこともARMIに記載してもよいのではないかと考えます。</p> <p>(2) 勧告6(統合マネジメントシステム)への対応について グレーデッドアプローチについては、「業務プロセスを文書化する過程で、業務内容の重要性、複雑性、潜在的リスク等の考慮に基づく原子力安全への影響に応じた等級別扱いの一貫した適用を実現する方針」が対応未了、とされています。グレーデッドアプローチの考え方の明確化は、単に規制庁/事業者双方の業務の効率化に役立つだけでなく、真に重要な事項に関する共通認識を持つための前提となるという意味で極めて重要であり、優先度を高めるべきと考えます。また、業務プロセスの文書化の中で考えるという基本方針は適切と思いますが、それを加速するためには、考え方の整理を側面から支援する研究開発も有益と考えます。例えば、原子炉以外の施設のリスク評価に基づいて、安全対策や設備のリスク影響度の違いを定量的に評価する研究などが考えられます。また、その観点で、関連する研究活動があれば、それもARMIに盛り込むべきではないかと考えます。</p> <p>(3) 提言8(運転経験フィードバック)について 収集する運転経験情報の範囲が大幅に拡大されたことは大きい改善であり、その過程で炉安審・燃安審の助言が活かされたことは有り難いことと存じます。しかしながら、別紙2の提言8関連の[炉安審・燃安審による助言等]の欄に記載された「規制側が安全性を高める運転経験の蓄積・活用プロセスの構築が重要」との指摘については、対応が記載されていません。我が国では原子力安全推進協会や原子力システム安全研究所において運転経験情報の分析が精力的に実施され、その成果が適宜公表されていることは承知していますが、であるからと言って、規制機関が独自のチームを持ち継続的な分析検討を行うことがまったく不要とは言えないと考えます。小さいチームによる限定的な活動であっても、能動的な目的意識のもとに運転経験を分析する研究活動を持つことは、規制庁の技術能力の維持・向上に必須であるばかりでなく、事業者側機関との協力・連携と切磋琢磨を通じて、我が国全体の分析能力向上にも大きく寄与すると考えます。また、この観点で、対応する活動がありましたらARMIにも記載して頂くと良いと考えます。</p>